

平成28年度鎌ヶ谷市男女共同参画推進懇話会第2回会議録

日 時 平成28年10月27日(木) 10:00～12:00
場 所 鎌ヶ谷市役所6階 第1・2委員会
出席委員 内海崎貴子会長、平田真裕美委員、右京裕子委員、田中誠次委員、
浅岡正人委員、中臺勝正委員、今村喜和子委員
欠席委員 山田芳裕委員、平林光江委員、秋谷久美委員
事務局 西山市民活動推進課長、鈴木男女共同参画室長、高橋主査、
山崎プロジェクトマネジャー
記 録 高橋
傍聴者数 0名

会 議 内 容

○委員の交代があり、会議に先立って委嘱状交付式が行われ、高岡部長から今村委員に委嘱状が交付された。

委員氏名	自己紹介内容
今村 喜和子委員	・民生・児童委員の代表で参りました。男女共同参画は初めてなので、意見を伺いながら参加させていただきます。よろしくお願いいたします。

1 開 会 鈴木男女共同参画室長

2 会長挨拶 内海崎男女共同参画推進懇話会会長

3 会議録署名人の選出 名簿順により中臺委員、平田委員が選出された。

4 議題

(1) 鎌ヶ谷市男女共同参画推進懇話会 今後の運営について

(事務局) 資料により説明

(会 長) 本懇話会の会議の発言者の氏名について、平成27年度の第2回会議まで記載していませんでした。それを平成27年度の第3回会議から市の指針に基づき発言者の氏名を記載してホームページ掲載することとしたところ、委員の方の共通理解を図るために、本日の懇話会で議論いただきたい旨、事務局から話があり、本日の議題としています。他の自治体では、条例に基づく審議会として原則公開としているケース、あるいはセンシティブな問題を審議する場合には、自由な発言を促すために非公開としているケースもあります。事務局に伺いますが、市の審議会等は全て発言者を記載しているのですか。

- (事務局) 市審議会等の担当課から平成15年に通知が出されているが、全ての審議会等で発言者の氏名を記載しているわけではありません。
会議自体を非公開としている場合を除き、会議を公開し、傍聴人もいる審議会等で発言者の氏名を記載することを原則としています。
- (会長) 全ての審議会等で発言者の氏名を記載しているわけではないというのですが、例えば審議会等の委員の方と共通理解を図った上で、記載しないということも可能でしょうか。
- (事務局) 公開する会議では、傍聴人はその場で発言を聴いていますし、会議の公開により更なる市政の発展を目指していくため、発言者の氏名を記載することを原則としております。
しかし、個々の審議会等によっては、状況が異なる場合もあるため、共通理解を図るために議論をお願いしたものです。
- (会長) ホームページ等で公開することは、世界中の誰でもアクセスできることとなり、例えばキーワードで検索することも可能になります。そのようなことから考えますと、必ずしも、会議を公開しているから発言者の氏名を全て記載する、というものでもないと思われれます。
また、各自治体では、情報公開が進んでおります。条例で公開を定めている会議であれば、委員は、公的な発言をすることを前提として氏名の公表を承諾して委員になりますが、本懇話会は条例で公開を定めている会議でもないですね。
- (委員) 委員の方は各団体から推薦など、それぞれの立場で責任を持った発言をされていると思いますが、インターネットでは、ある程度の情報から最終的に個人を特定できてしまう可能性もあり、発言者の氏名をホームページで公開することに危うさというか、怖い面もあると思います。
SNSの世界では、日々の日常を掲載し、多くの人とつながっていく中で、特に子どもたちのことでは気を使っています。
例えば、忌憚のない意見で議論したことが公開され、これに対する反発等により、せっかくの事業が縮小するという可能性もあります。
他の審議会等でも、発言者の氏名を記載した会議が限られている中で、情報公開の必要性和氏名を記載することの社会的リスクを検討した上で、発言者の氏名の記載を判断することを市の方針に記載した方が良いのではないかと思います。
- (委員) 検討する必要があると思います。個人的には、男女共同参画については、例えば、ジェンダーフリーや人権、思想などすり替わってしまう可能性があり、怖いなという思いはあります。
- (委員) 情報公開という市の考えは理解できます。他の審議会等にも参加

しているが、発言に関しては、大事な役目を負っている気持ちであり、名前が記載されることは構わないが、誰が発言したかではなく、発言の中身が重要であり、発言者個人への中傷などがあってはならないと思います。

近年では、インターネット関係の相談件数が増えており、思いもよらないところに発展する場合もあるため、何が大切であるかを考えると、発言者の氏名は記載しなくて良いのではないかと思います。

(委員) 記載の仕方について、苗字とフルネームの違いがあり、苗字だけを記載するのは、あまり意味が無く、フルネームを出しても同じではないかと思います。

(委員) 市民の立場からすれば、「情報公開で会議の内容を知りたい」「どなたが発言したのかに興味がある」と思うのが本音だと思うが、発言者の氏名をA・B・C程度で特定できないようにするくらいが良いのではないかと思います。

(委員) 本来は、発言に責任を持つ必要があるが、意図しない方向で伝わり、ご本人が辛い立場になる可能性もあることから、発言者の氏名を記載することは難しいのではないかと思います。イニシャルか苗字だけにした方が良いのではないかと思います。

(会長) 委員の方のご意見から、本懇話会では、忌憚のないご意見が出やすいこと、公開した時のリスク、発言した意図と異なる方向で発言内容が伝わる可能性もあることを考慮して、発言者の氏名は記載せず、対応する方向で決めさせていただきたいと思いますが、いかがですか。

(委員) 全員賛成

(2) 男女共同参画条例制定に向けた条件整備について

1) 千葉県内男女共同参画に関する条例・計画の制定状況について

2) 男女共同参画に関する条例制定市について

(事務局) 資料により説明

(会長) 市川市と我孫子市は経緯が全く違いますね。
市川市は旧条例ができて今の条例は、議員提出で最初の条例とは全く主旨の違った条例となっています。我孫子市の場合は一回提出してそれがそのまま現在も残っているということで、市川市と我孫子市は少し条例制定の背景が異なっているので、少しお話しさせていただきます。

市川市の旧条例は、平成15年4月に制定され、その条例に関し

ては、国の条例はもとよりかなり進歩的な条例と捉えられていました。その後、ご存じの方もいらっしゃるかもしれないが、「ジェンダーフリー」という言葉に対する誤解に基づく色々なバッシングが起こり、それぞれの考えを持つ議員さんたちの対立が起きました。2002年から2004年のころ、かなり激しいジェンダーバッシングがあり、国も「ジェンダー」という言葉の説明をしなければならぬ環境になり、その時に市川市は、それまで持っていた条例がどちらかという進歩的な理念に基づいたものであった関係もあり、国の方針に従った方が良いということで、現在制定されているような条例に変わったという経緯があります。

その際、事務局の説明にある通り、パブリックコメントも含め事務局に対して様々な陳情、コメント等があり、相当苦労したようです。その結果、接戦の末、現在の条例を提出するという方たちの意見が通りました。

一方、我孫子市の場合は、時間をかけて議論を積み上げて、これも僅差で条例が制定されています。我孫子市は、国の施策、それまでの男女共同参画の流れ、世界的な男女平等の流れ等を踏まえた上で、それぞれの近隣センターに向いて、市民の理解を求めるための機会を設けたり、我孫子市の女性団体が選出した市議会議員さんたちが、個別に他の議員さんのところに向き協力を求め、1票差で条例が制定できました。その時もかなりの条例制定反対派から、陳情や、電話、FAX、メールによる働きかけがあったことを記憶しています。

したがって、市川市と我孫子市の場合、条例そのものの中身も違っています。それはそれぞれの市町村、市民の考え方によって決まっているわけですから、決まるプロセスにおいて、それぞれ立場は違いますが、様々な議論を経た上で条例制定、あるいは改定に至っているということになっています。

前回、文京区の例を話しましたが、文京区の場合は区民の意識が非常に高く、条例の必要性を認識している区民が多数でした。それがアンケート結果に出ており、区議会議員の中にもそういったことに対して積極的に関わろうという意識をもった方がいらっしゃいました。さらに事務局としても我孫子市と同様にパブリックコメントを実施し、会議公開を含め、情報発信をかなり続けたという経緯があります。

現在は女性活躍推進法を含め、日本の社会、少子高齢化を考えた時に女性の活躍、女性が働くことが大事だという流れが後押しをしていると思います。

第4次男女共同参画基本計画においても、自治体が男女共同参画の条例も含め様々な取り組みを進めることに関しては、それを推進・支援するということが入っています。そのようなことから、条例を考える環境としてはかなり良いのかなと思います。一方で、市民を代表している委員の方々に、鎌ヶ谷市では条例制定の環境がどうなのか、ここでしっかり議論した方がよろしいかと思えます。

それでは、それぞれの疑問、質問等を含め、この環境、条件整備ということに関して、今後どうしていくかということでご意見を伺います。

(委員) 質問ですが、庁内の女性職員さんは、庁内で働いていて条例はあった方がいいなとか、意見交換とかそのあたりの意識はあるのでしょうか？

個人的に感じていることは、世代によっても違うと思いますが、男女共同参画というと、敷居が高く感じる方が多い気がします。年齢層によって考え方に理解差があるという大変ですが、ジェンダーという話がありましたが、リタイアした方々など、比較的古い言葉ですが、男女共同参画イコール、「ウーマンリブ」という解釈でとらえる方が多いと思います。

逆に若い世代、子育て世代は、一緒に家庭を持ちながら夫婦共にバランスよく仕事ができる、尚且つ、共に子育てを楽しめるというような感覚を持たれる方が多いのではないのでしょうか。世代によっての理解差があるので、条例となった時に片方は受入れがしやすいが、ある年齢層には敷居が高いというか反発、誤解があったりすることがあるのかなと感じます。それと同時に、ちょうど、娘たちの子育てをして、頑張って働かなければならない世代のことを考えると、やはり条例はあったほうが良いと思います。どんな問題があるのかということ把握して、それに対する働きかけをしながら、条例はあとで良いとなると目標がはっきりしないことになるので、条例制定に必要な理解を洗い出し、それに対する働きかけを考える必要があるのではないかと思います。

(会長) 世代間の違いですとか、環境の違いもありますよね。

条例があることによって、計画と条例によって施策の取り扱いの違いが出てきます。条例があると、かなり強く働きかけることができ、計画だけだと少し緩やかな働きかけで進行を促すということになってきます。そのあたりで、条例を制定して強力に働きかけることが重要だと考える市民の方がどのくらいいらっしゃるのかと考えることになります。

委員がおっしゃるように、世代によって感じ方が異なっている可能性があるということですが、日常的に市民の方たちに接触なさっていて、あるいは、鎌ヶ谷市役所内部のことでも良いのですが、何か感じていることはありますか。条例に関して話題になりますか。

(委員) パブリックコメントに寄せる声が全体的にとっても少ないと思います。

(委員) それは、男女共同参画だけでなく全体的に数は少ないとは思いますが。行政の方は、努力はされていてその都度、パブリックコメントを実施していると思いますが、寄せる声が、件数を見ていると多くありません。ものによっては、ゼロということもあります。そのあ

たりが、別の意味での課題でもあると思います。

(委員) 条例については、日常生活の中であまり意識したことがないのですが、法律や条例が大事になってくるのは、何か問題が起きた時だと思います。例えば、早く条例ができた市というのは、市民の意識が高い人が多いという感じがする。鎌ヶ谷市にまだ、条例がないのだとすれば、あった方がいいのかなと思います。

(会長) 全国で唯一、男女共同参画の条例が無い県が千葉県です。

(事務局) 県の話がありましたが、平成13年に千葉県庁の男女共同参画課におりました時に条例を作るということで、積極的に進めまして、全国でも珍しくDVについての取り組みもしておりました。市民の女性団体を引き込んで、全県レベルの動きを盛り上げていったが、条例の中にリプロダクティブ・ヘルツ&ライツという、その当時は耳慣れない項目や、事業者との契約を男女共同参画に優遇する項目もあったため、先進的すぎて、議会の同意が得られませんでした。条例に盛り込む内容は、市民の意識、議会の理解によって異なり、非常に難しいデリケートな状況にあったという事を一言お伝えしたいと思いました。話が少し逸れまして失礼いたしました。

(会長) 内容によって、かなりデリケートな問題を含んでいるということですね。文京区が作った条例は理念条例ですので、今、おっしゃったようなことは文言として条例の中には入れ込んでいません。つまり、作り方だろうと思います。成立しなかった千葉県の条例は中身的には、たぶん全国で最も先進的な取り組みでしたので、今の時点からみれば、あの中身をきちんとやっていけば、かなり色々な問題が解決されたいだろうと思われる内容でした。とりわけ、DVに関しては、千葉県は先進的な取り組みをしていましたので。中身をどうするかということによっても、条例制定の可能性はゼロではありません。ただ、お話いただいたように、市民の意識がとても大事ですし、市民の代表の議員さんたちが条例にどんな考えを持っているか、そこにきちんと意識を持って考えているか。条例制定に関しては、議会の了承が必要ですので、その点が非常に大きいかと思います。

(委員) 男女共同参画について関わっている人は理解していると思いますが、名前は聞くけど、具体的にはわからないという感じです。子育て世代では少しずつ変わってきていますが、市レベルでこういう計画、目標だったりするのは、目標が8つくらい具体的にあり、一つひとつ大事なことです。ひっくり返って「男女共同参画」と言った時にわかりづらい。市役所内も20年くらい前は、女性が管理職になると、物凄いあつれきがあり、押しつぶされそうになっていましたが、それからす

ると、今は、管理職になられた方が、爽々と動いているのを見ると変わってきたのだと思いますが、急に何かを変えようとするのは難しいと思います。

(委員) 条例ができることは、お墨付きを与えるということだから、財政しかり、行政もしかりあるいは、いろいろな優遇も含め、利用させてしまうこともあったという思いは持っています。男女共同参画は、少し間違うと、大げさな言い方ですが、国の将来をも揺るがしかねない問題とすり替わる可能性があります。問題が起きたり、急激に必要な意見が出ていなければ、慎重に考えると、早急にする必要はないのかなと個人的には思います。地域性もあるかもしれませんが。小学校の教員は、女性が活躍する場面が非常に多い。6つの学年のうち、4つの学年の学年主任が女性です。条例の有る無しには関わらないです。

(会長) 学校は市民にとっては、共通の拠点になります。条件整備をどう考えていくかということで情報提供、情報発信ということは非常に重要なのかなという印象を持ちます。それ以外に条件整備で今回、県内の様子を探りましたが、関東に広げてみてどんな環境になっているのか。鎌ヶ谷市と規模的に同じくらいで、ほかの都道府県の同じような市町村がどうなっているのか。県の動きはどうか。

県が条例制定を考えているという情報はキャッチしていませんが、計画は、国があって県があって鎌ヶ谷市という考えで制定してきました。条例の場合真ん中の県が抜けるということになるので、国の動きを踏まえつつ、県はどうなるのか見ていかなければなりません。

条例を制定するとどう変わるか。近々で関わりのある文京区を例にすると、例えば、区内の事業所に男女共同参画の推進を強力に働きかけができるようになります。セクシュアル・ハラスメントの防止体制についても、国の法律があるので、それに対して事業所が準備をしなければいけないということになります。同じように、区としてもこういうことを強力にやってほしいと言えます。

入札に関しても区の条例の主旨に従ってほしいと働きかけることで、事業所もそれに対応した対策を持って入札に臨む。そうすると、条例を根拠に対策を、例えばセクハラ防止とか、女性の労働環境を整えているとか、男性の働きかけに対してワーク・ライフ・バランスを推進しているとか、そういう企業を優先的に採用する等、条例があるとそういうことができます。

ですから、その辺の視点から、条例があった時に変わる可能性がある計画の項目、その代表的なものをいくつか挙げてみて、ここでシュミレーションしてみないと、本当に可能かどうか考えなくては、雲をつかむようなものではないでしょうか。

事務局は、大変ですが、いくつか条例があったらこの計画の項目はこんな風に変わる可能性があるというものを、2つか3つで良いので出していただかないと、どういう条件整備をしたら良いかわか

らないのではないのでしょうか。

(委 員) 行政としては、条例を作りたい方向ですか。

(事務局) 現在の段階では、推進計画を十分に推進するという方向で考えています。

条例制定の条件を整え、市民の意識の向上、意識醸成を図り、必要になった時に作るといったような考えになります。

(委 員) さきほど、他の方も言われましたが、徐々に市民の意識が熟していくのを待つ感じの方が良いように思います。

私自身は60代の団塊の世代だが、私の息子の20代、30代の世代とは考え方が全然違う。私は、ある程度封建主義の考え方で、家内は家を守る、私が働く。若い子どもたちは、お互い男女共同参画というか、二人で働き、お互いに家事を手伝うということをきちんとやっているが、私は、家事はほとんどしない。私も家内もそういう家庭で育っているし、親もそうだったので、それが普通だと思っています。今は、だんだん男女共同参画という意識が浸透してきているので、もう少し熟すのを待つという感じが良いのではと思います。

(会 長) なるほど。意識の面も変わってきたが、産業構造が変わってきたために、役割を分担した上での家庭の運営というのが若い世代にとって難しくなってきました。現実が性別役割分業を許さないような状況になってきているところもあると思います。お子様たちが男女平等に進んでいくというのは、意識ももちろんのこと、変わらざるを得ない社会、労働環境になってきていることもあるように感じる。

(委 員) 団体から見ていると、例えば災害時、神戸で災害があった時も、女性がいなくて女性に聞けず、女性のもの、子どものもので足りないということがありました。現在では、女性も入っているから、色々な面で改善されています。団体としては、女性が多いです。自分は、避難所の中に女性が半分以上いた方が良いと思っています。色々な面で目が行き届くし、女性の方が何かあった時にきちんと意見を言ってくれます。団体としては、上手く動いていると思います。そういう面から考えると、市民から男女共同参画をもっと推進していくことがまず大事です。何も下がわからなくて、上だけわかっている、何の意味もない。そういう意味では、もっと男女共同参画の計画もある程度市民対象にして、下から突き上げていけば出来上がっていくのかなと自分は思っています。

(委 員) 男女共同参画の条例が必要になってくる世代と言うのは、今の若い人たちだと思います。最近では、保護者会にお父さんがくることは珍しくないですが、私たちが子育てしていた時は、母親が行くのが当たり前でした。

条例が必要な世代の人たちに、いかに働きかけていくのか、実感していることがたくさんあると思いますが、その声が届いていない状況になっているので、この世代の人たちがどういう意識を持っているのか、何を必要としているのか、考えながら、条例を目指して、つなげていくのが一番良いと思います。

(会 長) そうですね。それでは、さきほど条例があつたらどうなるのかという項目を挙げていただいて、私たちが考えるための材料をひとつ準備する。また、今おっしゃったように、若い世代の人たちに情報を届けつつ、どんなふうを考えているのか。インタビューをするとか、庁内でその世代の方たちが男女共同参画をどんなふうに意識しているのか聞くとか。これから担っていく方たちに、情報発信と共に、その方たちのニーズを聞きとった上で、それが条例とどう結びつくのか。この二つのことを条件整備ということで考えながら、市民の意識や考えが熟成していくことを待つ。計画を粛々と実行していくということによろしいですか。

条件整備に関しては、そのようなことを少しずつ進めつつ、計画をしっかりと実行していく。条例制定を止めるということではなく、市民の考えの熟成を待つ。社会的なニーズを把握しつつ、進んでいく。そのように考えるということによろしいでしょうか。

(委 員) 資料の公布日を見ると、最近のものはないですね。言葉は悪いですが、踏み込めないでいるという気がします。早く制定したのは良いですがそこら辺の本当の事情を知りたいと思います。次々に続いていっていない。

(委 員) 鎌ヶ谷市の議員さんの男女共同参画の意識はどのようなのですか。

(事務局) 今年度の9月の議会の一般質問で、男女共同参画推進計画についての質問がありました。市民の皆様が推進計画というものを広くご存じではないかもしれないので、議会質問でこのように、一生懸命やっているのだから、市民のみなさまに知っていただきたいという思いもありました。

(委 員) 議員さんを選ぶのも市民の方なので、改選を重ねるごとに意識を持った方を選んでいくというところなのかなという感想です。

(委 員) 庁内の地域活性化委員会でしたか、若い世代の人たちが集って男女共同参画の問題だけでなく、意識など、意見交換ができれば、とても良い場だと思います。実際に共働きをしている人たちの声を聞くことや、市内に住んでいない人もいるので、情報交換をすることが必要なのかなと思います。

男女共同参画室で発行している情報誌「ほほえみ」の中で、男性の子育てについての座談会をしていましたよね。あれが、かなり話題になっているので、やはりいつも男女共同参画については女性の

声になりがちですが、実際子育てをしている、共働きをしている方々の声を届けていくと、男性でもこういうふう考えているのかなど、色々なものが出てくると思うので、上手く市民に発信していく必要性はあると思います。

(委員) 情報誌では、家庭を持っている方でしたが、これから結婚を考えている方、結婚したばかりの人などの座談会でも良いと思います。先ほど、お話しにもあったように、女性は色々なところで声を上げる機会はあるが、若い男性が声を上げたり、届けたりする機会がないと思うので、男性の意識を垣間見たり、時代は変わってきたのかとか、今の社会はこういうふうにしないと駄目なのかなとわかっていただくためには、そういうものが必要ではないかと思います。

(会長) リアリティを届けるということですね。少しシリーズ化してターゲットを絞り、例えば、庁内だったら庁内で、あるいは学校に協力いただいて、若手の先生方はどんな感じかなど、少しずつ区切ってシリーズ化するということがありますね。

それは、事務局の方で少し働きかけをしていただき、条件整備のひとつとしていいかもしれないですね。

ちょっとした働きかけを担当課にしていただけると良いかもしれないですね。

6月2日の懇話会で修正した進行管理表の中で、思春期における健康支援のところですか。指導室が小中学校の学校現場で各々の指導や生き方、女性の性と生殖に関する自己決定権などの意識形成をはかるということで、平成27年度それぞれ指導が充実されたということですが、今後の課題の研修会、広報内容の取り扱いについて、実際にどんなことを小中学校でとり扱われているのか、調べてください。

というのは、昨今話題となっているセクシュアル・マイノリティについて、教員研修に呼ばれ、小中学校の先生方にお話ししましたが、その中で先生方からあがってくることは、具体的にどうすれば良いのか。ハード面で、例えば設備を変えるのは難しく、すぐにはできないけれど、日頃の教育活動の中での配慮、児童生徒に直面した時に、保護者を含めてどういうことが起きてくるのか。接点が少ないこともあり、知りたいというニーズが多かったです。

一方で、先生方のお話を伺っていると、「そういえば・・・」というお子さんにほぼ全ての先生が会ってきています。その時のことを反省してみると、もっと正しい情報や知識を教員が持つこと、同時に保護者にも伝えていくこと、さらに実際に子どもとどう関わっていくか、この3点について関心が高かったです。そう考えると、非常に大切な取り組みをされていますが、実際どんなことになっているのか、そういう子どもたちに対する配慮があるのか。情報がほとんどなく、わからないのでお調べいただければと思います。

ほかに何かありますか。なければ、これで終了させていただきます。いろいろとご意見をいただき、ありがとうございました。

○以上で会議は終了した。

会議録署名人の署名

以上、会議の経過を記載し、相違ないことを証するため次に署名する。

平成29年2月14日

氏名 中臺 勝正

氏名 平田 真裕美